

京王多摩川駅周辺地区における 都市計画制度の活用

1. 京王多摩川駅周辺地区における
これまでのまちづくり

2. 都市計画制度について
①地区計画の策定
②用途地域等の変更

3. 今後の市のスケジュール

1. 京王多摩川駅周辺地区における これまでのまちづくり

～ 調布市におけるまちづくりの考え方 ～

ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例



《 条例の基本理念 》

市民, 事業者及び市がそれぞれの責務を自覚し, 立場を尊重して, 協働による街づくりを推進することを基本理念としています。

1. 京王多摩川駅周辺地区における これまでのまちづくり

①まちづくり計画 検討範囲設定

- 重点的なまちづくりが必要な地区の範囲を設定し、まちづくりを推進

②まちづくり の課題整理

- 住民の皆さんが感じる、まちづくりの課題や問題点の整理

③まちづくりの 目標・方針

- まちづくりの目標・方針について意見交換

地区の皆さんが、課題の抽出や将来像の設定

④まちづくり計画 の検討・提案

- 目標・方針等をまとめた「まちづくり計画」を調布市に提案
※資料2：P4～P13参照

市は、まちづくり計画に配慮して街づくりに関する施策を展開

都市計画制度等の活用

- ご提案いただいた「まちづくり計画」の実現に向け、地区計画などの活用を検討

2. 都市計画制度について

①地区計画の策定

- 地区計画とは

地区の課題や特徴を踏まえ、
地区の皆さんと市が連携しながら

「地区の目指すべき将来像を設定し、その実現を図るため、まちづくりを進めていく手法」

○地区計画の3つのメリット

- ①建築のルールを定めることができる
- ②道路・公園の誘導ができる
- ③地区の将来像を共有することができる



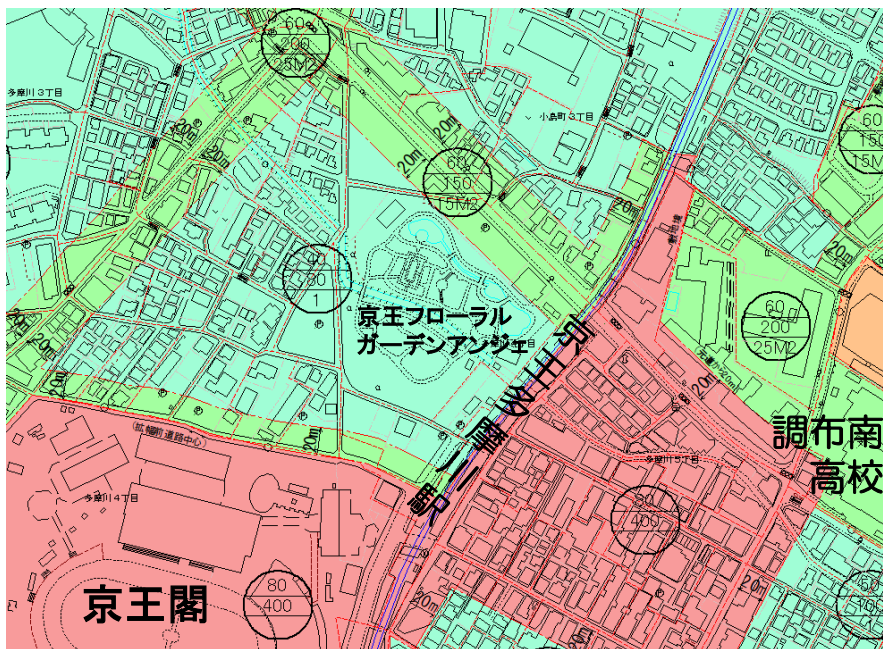
2. 都市計画制度について 用途地域等の変更

• 用途地域とは

建築できる建物の種類、用途の制限を定めたルール

～ 現行の用途地域 ～

第一種低層住居専用地域(水色)



第一種低層住居専用地域とは
低層住宅のための地域で小規模な店舗・事務所をかねた住宅、小中学校などが建てられる地域

現行の用途地域では、
お店を基本的に
建てられない！

まちづくり計画の内容を実現できる
用途地域に変更する必要がある 5

《 3. 今後の市のスケジュール 》

